

令和3年2月16日

利用者各位

新潟大学長
牛木辰男
(公印省略)

令和3年度以降の東京事務所の取扱いについて（通知）

現在の東京事務所については、以下の理由により令和3年4月1日から利用はできなくなりますのでお知らせいたします。

（契約終了に至った経緯）

東京事務所は平成16年に「東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター」内に設置以降、首都圏における新潟大学の認知度向上、企業・同窓会等との緊密な連携の構築や首都圏の地の利を活かした新潟大学各組織の活動に利用してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響から、現在はほぼ利用がない状況であることに加え、現施設は令和3年度を持って貸し付けが終了となり、更新ができないことから、令和2年度をもって契約を終了することとしました。

（次年度以降の利用について）

・東京での打ち合わせ等の際は、個別に貸会議室等を借りてください。なお、令和3年度中は「東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター」内の有料会議室を借りることが可能です。（ただし代表者が本学教職員の場合に限る。）

それ以外にも、アクセスしやすい貸会議室等に関する情報を本学東京事務所ホームページ (<https://www.niigata-u.ac.jp/university/facility/tokyo-office/>) に順次掲載予定です。

・令和4年度以降の東京事務所の在り方については、今後検討する予定です。

【本件担当】

研究企画推進部産学連携課

025-262-7886

E-mail tokyo-office@adm.niigata-u.ac.jp